

平成27年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月26日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第4条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 6 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 9 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程10 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程11 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
 - 日程12 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程13 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程14 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程15 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
- 日程12 議案第6号
- 日程13 議案第7号
- 日程14 議案第8号

出席委員

1番	古澤真和君	17番	坂本富男君
2番	遠藤一行君	18番	濱田昭一君
3番	高須一郎君	19番	横田悌次君
4番	加納昭君	20番	宮本善助君
5番	根本脩君	21番	飯塚恒雄君
7番	吉岡一仁君	23番	澤邊雅之君
		24番	野口克行君
		25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君		
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

欠席委員

6番	小貫和子君	8番	山本陽子君
9番	松田守君	22番	篠崎惣壽君
26番	山下恭一君		

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

10月16日（金） 茨城県農業会議第422回常任会議員会議
於 水戸市 茨城県市町村会館

出席者 加納 昭会長，森川春樹局長

10月18日（日） 稲敷市敬老会
於 稲敷市 江戸崎総合運動公園体育館
出席者 加納 昭会長，森川春樹局長

午後3時9分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成27年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は、27名です。欠席委員は6番，小貫和子委員，それから8番，山本陽子委員，9番，松田 守委員，22番，篠崎惣壽委員，26番，山下恭一委員の5名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので，本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は，お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の，指名については，議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので，本日の会議録署名人は，18番，濱田昭一委員，19番，横田悌次委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号，「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1 ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，堀川字柳浦ほか1地区，田3筆，5，728平方メートルでございますが，茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2 ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。2 ページから3 ページにつながります。

受理番号1番より2番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により，それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は，いずれも自作地として耕作をしており，農業委員会による，あっせん等の希望は，ないものであります。内容の詳細につきましては，それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番，江戸崎字居下，田1筆，326平方メートルでございますが，申請地を土地改良区の資材置場として使用するため届出があったものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。2ページから3ページにつながります。

受理番号1番，中山字丑新田，田1筆，10，174平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番，橋向字橋向ほか1地区，田8筆，13，510平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番，四ツ谷字上割ほか4地区，田14筆，23，247平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番，結佐字流作，田2筆，1，303平方メートルでございますが，双方のこれも都合により合意解約するものでございます。

○議長（加納 昭君）これは，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第5号，「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）7ページをお開き願います。

報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、時崎字神明平、畑1筆、189平方メートルでございますが、申請人が農業用倉庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転3件です。

受理番号1番、押砂字中野、田4筆、5,227平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、六角字壱番割、畑1筆、140平方メートルについてでございますが、受人が農作利便のため買受けるものでございます。

受理番号3番、柴崎字下吉山、畑2筆、1,525平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上3件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番は農林振興公社の案件ですので調査報告は省略いたします。受理番号2番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内です。受理番号2番について報告いたします。10月21日、加納委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主水稻、ブロッコリを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しております。農作業従事日数は、本人は120日ですが、長男が200日、長男の妻が300日の従事があります。経営面積1070アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願い

たします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○25番（篠崎文夫君）25番、篠崎です。受理番号3番について報告いたします。10月19日に山本陽子委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に、玉ねぎ、ネギ、トウモロコシを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラックが1台です。農作業従事日数は240日であります。経営面積47アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について3件でございます。

受理番号1番、太田字中郷、田1筆、1,445平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号2番、寺内字寺内、田1筆、1,235平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号3号、時崎字時崎南部、田2筆、5,296平方メートルについてございま

すが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。以上の3件の調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番について、古澤委員より報告願います。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号1番について報告いたします。さる23日、川島委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、200日であります。経営面積270アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○18番（濱田昭一君）18番、濱田です。受理番号2番について報告いたします。さる10月19日、遠藤委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、150日であります。経営面積99アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号3番について報告いたします。さる10月21日、横田委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、親戚から借りています。農作業従事日数は、200日であります。経営面積67アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり、証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、鳩崎字並木、畑1筆、443平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、澤邊委員より報告をお願いいたします。

○23番（澤邊雅之君）23番、澤邊です。受理番号1番について、さる21日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで問題なく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 11ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、阿波字黒辺、田1筆、1,470平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画11,745平方メートルのうち1,470平方メートルが農地で、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、高田字馬場添、畑30筆、17,794平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画33,093平方メートルのうち17,794平方メートルが農地で、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

14ページをお開き願います。

受理番号3番、佐倉字姫宮、畑1筆、496平方メートルについてですが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、結佐字下結佐、畑1筆、232平方メートルについてですが、申請人が倉庫及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、結佐字流作、田2筆、1,257平方メートルについてですが、申請人が車両置場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済で、農地区分は第3種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、結佐字流作、田1筆、495平方メートルについてですが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済で、農地区分は第3種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地

転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○3番（高須一郎君） 3番、高須です。受理番号1番について調査報告いたします。さる21日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君） 27番、飯沼です。受理番号2番について、さる21日、篠崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号3番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君） 20番、宮本です。受理番号3番について調査報告いたします。さる21日、澤邊委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号4番から6番について、私、加納より報告いたします。

4番、加納より報告いたします。受理番号4番、5番、6番について、さる21日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、倉庫及び駐車場用地、車両置場用地、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）15ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、沼田字庚申塚、畑2筆、680平方メートルについてでございますが、申請人が一時的に砂利採取場への進入路として利用しているものの期間延長するものがあります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第5号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号1番について調査報告いたします。さる21日、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的に砂利採取場の進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達意

見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程12 議案第6号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）16ページをお開き願います。

議案第6号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、上須田字上須田、畑1筆、195平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、下根本字須賀、田1筆、200平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、佐原組新田字佐原組、畑1筆、85平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より消防機庫として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、清水字東前田、田1筆、67平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より進入路として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○31番（黒田 仁君）31番、黒田です。受理番号1番について、さる21日、根本委員と飯塚委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、

国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○12番（山口幸一君）12番、山口です。受理番号2番について、さる21日、吉岡委員と遠藤委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君）17番、坂本です。受理番号3番について、さる21日、加納委員と木内委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から消防機庫として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号4番について、さる21日、飯塚委員と根本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から進入路として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第6号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程13 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。

17ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、9件、46筆、64,731平方メートル、再設定が、1件、2筆、4,990平方メートル、合計10件、48筆、69,721平方メートルについての利用権設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、中島字四枚内ほか8地区、田13筆、12,335平方メートル、

受理番号2番、脇川字本田ほか9地区、田15筆、13,887平方メートル、

いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、場所により1.5俵、設定を受ける者は、経営面積515アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数270日の認定農業者です。

受理番号3番、押砂字上野、田2筆、2,677平方メートル、

受理番号4番、押砂字下野ほか1地区、田4筆、4,514平方メートル、

受理番号5番、押砂字上野、田2筆、4,011平方メートル、

いずれの3件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が3年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,177アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号6番、本新、田2筆、3,785平方メートル、

受理番号7番、境島字西浦、田1筆、407平方メートル、

いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積556アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号8番、六角字式番割、田3筆、6,303平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が5年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積411アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号9番、本新、田1筆、畑1筆、16,812平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,828アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号10番の再設定の詳細につきましては、議案書とおりです。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程14 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 20ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が中間管理権を取得するものです。

今回は、13件、田47筆、76,360平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番から13番の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程15 議案第9号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) 23ページをお開きください。

議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の(案)に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。

今回の配分計画(案)は、13件、田47筆、76,360平方メートルについてです。

借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者で、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われまます。

受理番号1番から13番の配分計画(案)の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その

整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成27年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

午後3時58分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

18番委員 濱 田 昭 一 ⑩

19番委員 横 田 悌 次 ⑩
